

令和元年9月
社会福祉法人 热海いでゆの園
介護職員等特定処遇改善加算支給基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人热海いでゆの園職員の介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員のさらなる処遇改善を図ることを目的とする。

(対象職員)

第2条 この加算の対象となる職員は、介護保険事業所（居宅介護支援事業所以外）の全ての職員が対象ではあるが、以下の要件を満たしている事業所が、介護職員等特定処遇改善加算を算定できる事業所となる。

- 1 サービス提供体制強化加算の上位Ⅰ、Ⅱの区分を算定している。
- 2 介護老人福祉施設においては、サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ又は日常生活継続支援加算を算定している。

(分配方法)

第3条 介護職員等特定処遇改善加算の分配方法は、全ての職員を次の3パターンに区分する。

- 1 経験・技能のある介護職員
※勤続年数は、他事業所での介護職員経験年数も含める。
※例、主任、副主任、介護福祉士保有職員で理事長、施設長が認めた職員
- 2 その他の介護職員（①以外の介護職員）
- 3 その他職員（看護師、介護支援専門員、事務員、機能訓練員、栄養士など）
※支給月前年の年収440万円以上の職員は対象外とする。

(支給算定期間)

第4条 令和1年度においては、10月から翌年3月までを算定期間とする。
次年度以降については、行政機関の指導によるものとする。

(支給月額)

第5条 介護職員等特定処遇改善加算の支給月額は、常勤換算方法により常勤換算一人につき次のとおり支給する。パート契約職員に就いても常勤換算率に基づき支給する。但し、平均賃金改善額は①=4 : ②=2 : ③=1 の配分率とするが、新しい経済政策に基づく介護職員の更なる処遇改善の原則なので、支給月額の金額は、年間の受給見込み額で算出している。よって、加算取得単位により変更もありうるものとする。

- 1 経験・技能のある介護職員、理事長または施設長が認めた職員は特定処遇改善手当①
- 2 その他の介護職員には、特定処遇改善手当②
- 3 その他の職員には、特定処遇改善手当③

6月、12月の賞与の際に特定処遇改善一時金として支給するものとする。

(細則)

第6条 1 介護給付費額の実績により、算定期間の年度末に支給額の調整をすることがある。算定期間最終月での余剰金については、上記分配率によりさらに分配する。
2 この規程に定める物の他、必要な事項は理事長が別に定める。
3 特定処遇改善加算が続く限り上記規定により配布するものとする。

(附則)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。